

役 員 等 報 酬 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲山福祉センター（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、当法人の理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

2 常勤役員等（役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬を支給する。

3 非常勤役員等（常勤役員以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、期末手当は支給しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 非常勤役員等が理事会及び評議員会に出席した時(オンライン含む)は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費は実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 非常勤役員等が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 交通費は実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 法人及び施設の指導監査への立会い及び監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(役員等の出張)

第7条 理事長の招請により非常勤役員等が、法人業務の為出張する場合は、別表2により報酬及び法人職員旅費規則に基づき旅費を支払うことができる。

2 宿泊を伴う場合は、職員旅費規則に基づき宿泊料を支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員の報酬は、別表4及び別表5の定めにより支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月27日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 期末手当については、毎年6月及び12月とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(理事及び監事の報酬の総額)

第11条 理事及び監事に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、当規程に従って算出した額を、報酬として支給することが出来る。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附 則)

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成4年10月1日から施行する。
3. この規程は、平成7年1月1日から施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成18年9月20日から施行する。
- 第4条1項 実費弁償額の変更。
6. この規程は、平成22年3月24日から施行する。(第4条1項 実費弁償額の変更)
7. この規程は、平成23年4月1日から施行する。(第4条1項 実費弁償額の変更)
8. この規程は、平成25年4月1日から施行する。(全面改訂)
9. この規程は、平成29年4月1日から施行する。(定款及び定款細則の変更による。)
10. この規程は、令和2年7月1日から施行する。

第7条 (報酬等の支給方法)の追加。

第9条 (改廃)「理事会の議決を経なければならない。」を「評議員会の承認を受けて行う。」に改正。

11. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第3条 (理事会及び評議員会の出席報酬)「オンライン含む」を追加。

別表1、別表2、別表3の報酬額変更。(税率の変更による。)

12. この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 適用除外規定の削除に伴い、支給要件等の規定を追加。

別表 1（第4条関係）

	報酬額	交通費
理事会及び評議員会出席	12,680	実費

別表 2（第5条及び第6条第1項及び第7条関係）

	報酬額	交通費
法人及び施設業務等	12,680	実費
法人業務による出張	12,680	法人職員旅費規則に基づく
宿泊料	法人職員旅費規則に基づく	法人職員旅費規則に基づく

別表 3（第6条第2項関係）

	報酬額	交通費
指導監査立会い（3時間未満）	31,302	実費
指導監査立会い（3時間以上）	48,205	実費
監事監査	56,657	実費

別表 4（第8条関係）

役職名	役員報酬額
理事長	月額 80,000円
専務理事	月額 60,000円
常務理事	月額 50,000円
理事	月額 30,000円

別表 5（第8条関係）

6月の期末手当	報酬月額×2.05カ月分
12月の期末手当	報酬月額×2.37カ月分